

DPC 制度（DPC/PDPS）への参加について（案）

1. DPC/PDPS 準備病院の募集について

DPC/PDPS 準備病院の募集は、診療報酬改定に合わせて 2 年毎に行う事とされている（平成 22 年 5 月 26 日中医協総－3－5）。

平成 24 年改定に対応した準備病院の募集については、平成 23 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで（予定）を募集期間として実施してはどうか。

2. DPC/PDPS 対象病院への移行手順について

実務的な観点から、以下の 2 点について今後、見直してはどうか。

(1) DPC/PDPS 対象病院への移行時期

現行：診療報酬改定年の 4 月 1 日又は 7 月 1 日に参加（年 2 回）。

↓

変更：診療報酬改定年の 4 月 1 日のみの参加とする。

- DPC 制度創設当初は、DPC/PDPS 対象病院が少数だったこともあり、当該病院の DPC 対応への医事会計システム改修は、診療報酬改定対応作業後に個別的に実施する場合があったことから、複数回の参加時期を設けてきた（4 月 1 日に一斉に実施することができなかった）。
- 近年では対象病院数・対象病床数も増加（平成 23 年 4 月現在、一般病床の 51.8%を占める）、診療報酬改定対応と同時期での医事会計システム改修が実務的に可能となっていることから、対象病院への移行時期を診療報酬改定時に統一する。

(2) DPC/PDPS 対象病院への移行確定時期（基準を満たす期限）について

現行：4 月 1 日参加病院は 3 月 1 日までに、7 月 1 日参加病院は 4 月 1 日までに参加基準を満たす必要がある。

↓

変更：対象病院への参加申請時点（申請期限は 10 月 31 日）で要件を満たすものとする。

- 機能評価係数Ⅱの導入に伴い、医療機関別係数の算出に要する事務処理期間を勘案し（各病院の制度参加の有無が、他施設の係数に影響する）、DPC/PDPS 対象病院への参加申請時点（申請期限は 10 月 31 日）で基準を満たした医療機関について、次回改定時に DPC/PDPS 対象病院に移行するものとする。